

4 合理的配慮とその基礎となる環境整備

【ポイント】

- ▶合理的配慮と基礎的環境整備の理解
- ▶合理的配慮に関する理解（決定方法・提供・観点等）

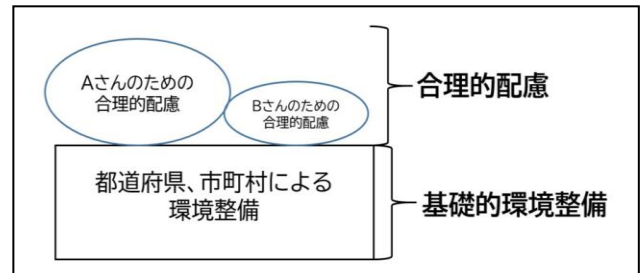
(1) 合理的配慮の基礎となる環境整備

○ 基礎的環境整備とは

障害者差別解消法第5条においては、「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」とされており、合理的配慮を的確に行えるようにする環境の整備について、行政機関及び事業者の努力義務とされています。このような合理的配慮の基礎となる環境整備を「基礎的環境整備」と呼んでいます。

○ 基礎的環境整備と合理的配慮の関係性

それぞれの基礎的環境整備の状況により、提供される合理的配慮は異なることとなる点について留意する必要があります。



(2) 合理的配慮の決定方法・提供等について

○ 合理的配慮とは

合理的配慮は、「障害者の権利に関する条約」第2条の定義において提唱された概念です。平成24年中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下、「中央教育審議会初等中等教育分科会報告」という。）において、合理的配慮とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義しています。

○ 合理的配慮の提供は法律上の義務

障害者差別解消法第7条第2項において、合理的配慮の提供は、国の行政機関・地方公共団体・独立行政法人等では法律上の義務です。なお、事業者については、令和3年に同法が改正され、令和6年4月1日から、合理的配慮の提供が努力義務から法的義務へと改められました。

○ 合理的配慮の決定方法・提供

合理的配慮の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面や財政面なども含めて勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなります。各学校の設置者及び学校は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、障害者差別解消法に基づき、合理的配慮を行うことが重要です。その際、現在必要とされている合理的配慮は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、関係者間で共通理解を図る必要があります。

○ 個別の教育支援計画への明記

設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮の観点」を踏まえながら、合理的配慮について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいです。その内容は、個別の教育支援計画に明記するとともに、個別の指導計画においても活用されることが重要です。

○ 合理的配慮の観点

合理的配慮は、個別の状況に応じて提供されるものであり、これを具体的かつ網羅的に記述することは困難であります。中央教育審議会初等中等教育分科会報告においては、合理的配慮を提供するに当たっての観点を、①教育内容・方法、②支援体制、③施設・設備の3つの観点で整理されました。

(参考)「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会)における合理的配慮を提供するに当たっての観点(抜粋)
【「合理的配慮」の観点①教育内容・方法】

<①-1教育内容>

①-1-1学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

①-1-2学習内容の変更・調整

<①-2教育方法>

①-2-1情報・コミュニケーション及び教材の配慮

①-2-2学習機会や体験の確保

①-2-3心理面・健康面の配慮

【「合理的配慮」の観点②支援体制】

②-1専門性のある指導体制の整備

②-2幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

②-3災害時等の支援体制の整備

【「合理的配慮」の観点③施設・設備】

③-1校内環境のバリアフリー化

③-2発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

③-3災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

活用資料：【資料3-1】【資料3-2】【資料3-3】【資料3-4】【資料3-5】